

お持ち物のご案内

ご遺族の方のもの

- 本人確認書類（配偶者および来庁者のもの） ※¹下記参照
- 印鑑（配偶者および来庁者のもの）（認印 朱肉を使うもの）
- 喪主及び亡くなられた方の葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬礼状等）
- 預貯金通帳（配偶者および喪主のもの）
- 新たに口座振替をする口座のキャッシュカード
（故人の市税や保険料等を引き続き口座振替を希望する場合は、新たに納付される方のもの）
- 戸籍謄本・法定相続情報一覧図・公正証書遺言等のうちのどれか
（高額療養費、高額介護サービス費、重度心身障害者医療費助成金の申請に相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります）
- 国民健康保険証または資格確認書（亡くなられた方と同一世帯の方全員分・お持ちの方のみ）
- 委任状（おくやみハンドブックP38）
- その他、市役所から交付された証書類でご不明なものがあればお持ちください。

※¹本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真つきのもの）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
- 写真付きのものがない場合は次から2点
A：健康保険被保険者証（または資格確認書）、介護保険被保険者証、年金手帳など
B：本人名義の預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど
「Aのみ2点」または「AとBの組み合わせによる2点」が必要です。

亡くなられた方のお持ち物

- 印鑑登録証、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- 国民健康保険被保険者証または資格確認証（75歳未満の方）
- 後期高齢者医療被保険者証または資格確認証（75歳以上の方）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
- すこやか子育て医療費助成金受給者証、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証
- その他、市役所から交付された証書類で、ご不明なもの
- 相続人代表者が法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合、遺言書※²をお持ちください。
- 亡くなられた方名義で原動機付自転車や小型特殊自動車をお持ちの場合、ナンバープレートをお持ちください。（紛失・盗難などの理由で持参できない場合は、別途書類が必要となる場合がありますので、市民税課055-237-5399までご連絡ください）

※²公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの）

亡くなられた方が国民年金のみ加入及び受給していた場合（おくやみハンドブックP7参照）

- お持ち物等につきましてはおくやみハンドブック7ページをご確認ください。
- ご不明点等ございましたら、市民課国民年金係（055-237-5385）までご連絡ください。

※キャンセル、日時変更をご希望の際は、お手数ですがお電話にてご連絡ください。
※お手続きによっては上記以外の持ち物が必要な場合があります。